公安委員会 説明資料No. 1	警察法施行令の一部を改正する政令案等について	平成24年３月22日 総務課 人事課 会計課

１　警察法施行令の一部改正

(1)　大阪府警察に副本部長を設置（別表第１）

(2)　地方警察官を626人増員し、全国で25万2,285人とする。（別表第２）

２　警察庁の定員に関する規則の一部改正等

平成24年度における新規増員、定員合理化等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。これにより、警察庁は、7,736人（＋４人）、うち内部部局は2,244人（＋57人）となる。

なお、行政機関職員定員令改正を総務大臣に要請。

３　組織関係

(1) 内部部局

ア　長官官房参事官の担当事務変更

特殊組織犯罪対策・右翼対策担当の参事官の担務を「拉致問題対策」に変更

イ　警察法施行規則の一部改正

(ｱ) 薬物銃器対策課に「国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官」を設置（第33条）

(ｲ) 警備課に「特殊警備対策官」を設置（第45条）

(ｳ) 外事課の「拉致問題対策室」及び「外事調整指導官」を廃止

ウ　警察庁の内部組織の細目に関する訓令の一部改正

(ｱ) 公安課に「右翼対策室」を設置（第17条）

(ｲ) 公安課に「特殊組織犯罪対策室」を設置（第19条）

(ｳ) 外事課に「外事調整指導官」を設置（第20条）

(2) 科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部改正

法科学第三部に「化学第四研究室」を設置（第17条の２）

(3) 特別会計に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

長官官房会計課等の所掌事務に「東日本大震災復興特別会計の経理に関すること」等を加える。（警察庁組織令第10条、警察法施行規則第60条等）

４　施行日

公布の日

ただし、３(3)については、平成24年４月１日

※３(1)ア及びウは長官決裁案件。それ以外はすべて国家公安委員会案件。

（※ 別表省略）

公安委員会 説明資料No. 2	指定暴力団「四代目旭琉会」の指定の取消しの確認及び指定暴力団「沖縄旭琉会」の「旭琉會」への名称変更について	平成24年３月22日 企画分析課

1　趣旨

指定暴力団「四代目旭琉会」は、平成23年11月27日、指定暴力団「沖縄旭琉会」に吸収され消滅したものと認められるところ、沖縄県公安委員会が暴対法第８条第２項第１号の規定に基づき、四代目旭琉会の指定の取消しを行うについて、同条第４項の規定に基づく国家公安委員会の確認を行うもの。

また、沖縄旭琉会については、四代目旭琉会の吸収と同時に名称を「旭琉會」に改めたことから、四代目旭琉会の指定取消しと併せて、当該名称変更の手続を行うもの。

※　両団体は、元々同一団体であったものが平成２年に分裂し、以後別団体として存続してきたが、最近になって一本化の動きがあり、四代目旭琉会側からの申し出により今般の合併に至ったもの。「旭琉會」の会長には沖縄旭琉会の会長が就任し、その組織運営も同会のものを踏襲している状況にあることから、合併は同会による四代目旭琉会の吸収と認められる。

2　指定暴力団四代目旭琉会の概要（平成23年11月26日現在）

(1)　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目301番地６
(2)　代　表　す　る　者　花城　松一　（68歳）
(3)　勢　力　範　囲　１県（沖縄県）
(4)　暴　力　団　員　数　約200人
（初回指定：平成４年６月26日、第７回指定：平成22年６月22日）

3　指定暴力団旭琉會（旧沖縄旭琉会）の概要（平成23年11月27日現在）

(1)　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市辻二丁目６番19号
(2)　代　表　す　る　者　富永　清　（65歳）
(3)　勢　力　範　囲　１県（沖縄県）
(4)　暴　力　団　員　数　約510人
（初回指定：平成４年６月26日、第７回指定：平成22年６月22日）

4　今後の予定

(1)　３月22日、国家公安委員会による指定取消しの確認の後、沖縄県公安委員会へ取消確認結果通知書を送付
(2)　３月29日、指定暴力団「四代目旭琉会」の指定取消し及び指定暴力団「沖縄旭琉会」の名称変更に関する官報公示

公安委員会 説明資料No. 3	第１回「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」表彰式の開催について	平成24年３月22日 給与厚生課

１　全国作文コンクールの趣旨等

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」の推進施策として、犯罪被害者等が長期にわたり直面する心身の苦痛やその置かれた厳しい状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語っていただく「命の大切さを学ぶ教室」を全国で展開し、成果を得ているところであるが、その効果を更に向上させるため、受講した中学・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を、表彰することとしたもの。

２　応募作品数等

○　受講者数　……　中学生　145,787人　　高校生　103,867人

○　応募作品数　……　中学生　36,964点　　高校生　13,334点

３　受賞者

別紙「受賞者名簿」のとおり

４　表彰式等

○　３月30日（金）午後２時からホテルグランドヒル市ヶ谷で開催する。
（受賞者２６人が保護者等とともに出席）

○　国家公安委員会委員長、警察庁長官、警察庁長官官房長が出席予定。

○　後　援　・・・・　文部科学省、公益財団法人犯罪被害救援基金
認定ＮＰＯ法人全国被害者支援ネットワーク

○　式次第

・　第一部（表彰式）

①　主催者挨拶　・・・　国家公安委員会委員長

②　各表彰授与　・・・　国家公安委員会委員長等

③　来賓祝辞　・・・　文部科学省初等中等教育局長等

④　作品朗読　・・・　国務大臣・国家公安委員会委員長賞受賞者

・　第二部（講演）

講演者　・・・　大久保　惠美子　氏
（認定ＮＰＯ法人全国被害者支援ネットワーク理事）

演　題　・・・　「犯罪被害者の歩み」

（※ 別紙省略）

公安委員会 説明資料No. 4	平成23年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について	平成24年３月22日 生活安全企画課

第１　ストーカー事案の対応状況

１　認知状況

(1)　認知件数

14,618件で前年比1,558件（9.6%）減少したものの、平成20年以降４年連続して1万4千件を超える高水準。

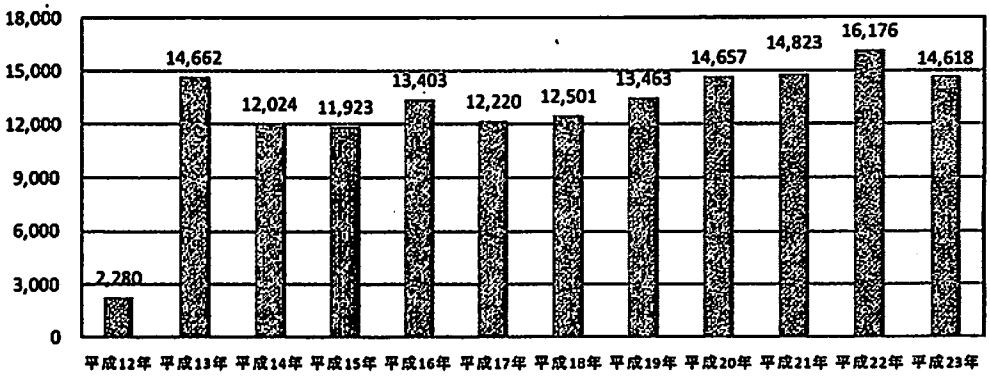

（注）ストーカー規制法は、平成12年11月24日施行。

(2)　被害者・行為者の性別、年齢

○　被害者は89.7%が女性で、「20歳代」が最も多く34.7%、次いで「30歳代」が29.0%、「40歳代」が17.8%

○　行為者は85.5%が男性で、「30歳代」が最も多く26.0%、次いで「40歳代」が19.8%、「20歳代」が18.9%

(3)　被害者と行為者の関係

「交際相手(元を含む。)」が最も多く53.0%、次いで「知人・友人」が10.9%、「勤務先同僚・職場関係者」が8.9%。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
特定の者		13,143	14,278	14,380	15,857	14,303
	配偶者（内縁・元含む）	1,287	1,284	1,215	1,413	1,279
	交際相手（元交際相手含む）	6,631	7,320	7,633	8,500	7,741
	知人友人	1,201	1,449	1,563	1,796	1,588
	勤務先同僚・職場関係者	1,094	1,386	1,291	1,420	1,299
	面識なし	753	859	824	874	805
	その他	538	608	618	739	721
	関係（行為者）不明	1,639	1,382	1,236	1,115	870
密接関係者		320	369	443	319	315

２　対応状況

(1)　ストーカー規制法に基づく対応

「禁止命令等」及び「警察本部長等の援助」が法施行後最多。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
警告		1,384	1,335	1,376	1,344	1,288
禁止命令等		17	26	33	41	55
仮の命令		0	0	0	0	0
警察本部長等の援助		2,141	2,260	2,303	2,470	2,771
ストーカー規制法違反検挙		242	244	263	229	205
	ストーカー行為罪	240	243	261	220	197
	禁止命令等違反	2	1	2	9	8

○　警察本部長等の援助の内訳

住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出や110番緊急通報登録システムへの電話番号登録といった「その他被害防止のための適切な対応」が法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
被害防止措置の教示	885	1,092	1,189	1,063	1,103
被害防止交渉に必要な事項の連絡	76	143	139	136	139
行為者の氏名及び連絡先の教示	79	131	96	98	96
被害防止交渉に関する助言	130	194	194	215	184
被害防止活動を行う民間組織の紹介	13	30	43	42	39
被害防止交渉場所として警察施設の利用	148	135	137	160	128
被害防止に資する物品の教示又は貸出	472	461	416	417	455
警告等を実施した旨の書面の交付	36	28	41	25	26
その他被害防止のための適切な対応	968	1,016	1,173	1,548	1,773

(2)　その他の対応

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
被害者への防犯指導	10,567	10,435	11,074	12,951	12,429
行為者への指導警告	3,381	4,149	4,331	5,887	5,409
パトロール	1,643	1,568	2,122	2,605	2,416
その他対応	1,077	1,009	1,246	1,402	1,391
他法令による検挙	718	716	759	877	786
他機関等への引継ぎ	192	42	39	44	39

（注）その他対応には、再被害防止対象者として指定、法テラスの紹介、一時避難施設宿泊料の公費負担等がある。

○　他法令による検挙

傷害、住居侵入、脅迫による検挙が多い。軽犯罪法、迷惑防止条例による検挙が法施行後最多。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙総数		718	716	759	877	786
	殺人（未遂を含む。）	3	11	11	7	7
	強姦	7	2	6	8	6
	暴行	41	50	70	73	62
	傷害	113	106	93	160	120
	脅迫	85	88	87	106	90
	強要	10	22	17	14	17
	恐喝	3	14	14	17	6
	窃盗	35	35	44	35	34
	強制わいせつ	4	8	8	12	10
	住居侵入	103	111	124	147	125
	逮捕監禁	16	14	20	22	18
	名誉毀損	36	18	20	17	20
	業務妨害	3	2	2	5	1
	器物損壊	110	78	94	93	91
	暴力行為処罰法	13	15	14	11	13
	軽犯罪法	16	25	23	27	29
	銃刀法	38	35	30	33	39
	迷惑防止条例	37	29	35	31	41
	その他	45	53	47	59	57

第２　配偶者からの暴力事案の対応状況

１　認知状況

(1)　認知件数

34,329件で法施行後最多。

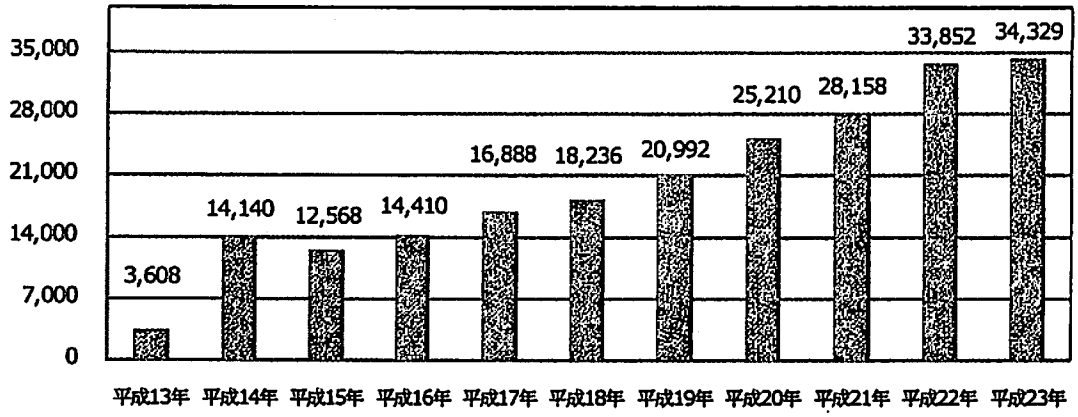

（注）配偶者暴力防止法は、平成13年10月13日施行。

(2)　被害者・加害者の性別、年齢

○　被害者は96.7%が女性で、「30歳代」が最も多く33.6%、次いで「40歳代」が24.4%、「20歳代」が20.6%

○　加害者は96.6%が男性で、「30歳代」が最も多く31.5%、次いで「40歳代」が26.4%、「20歳代」が14.8%

(3)　被害者と加害者の関係

「婚姻関係」が最も多く73.2%、次いで「内縁関係」が14.1%、「婚姻関係解消後」が11.0%。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
婚姻関係	15,515	18,460	20,355	24,542	25,112
婚姻関係解消後	2,493	3,018	3,611	3,941	3,765
内縁関係	2,527	3,148	3,571	4,652	4,830
内縁関係解消後	457	584	621	717	622

２　対応状況

(1)　警察の対応

ア　配偶者暴力防止法に基づく対応

「警察本部長等の援助」が法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
警察本部長等の援助(8条の2)	5,208	7,225	8,730	9,748	10,290
保護命令違反検挙(29条)	85	76	92	86	72

○　警察本部長等の援助の内訳

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
被害を自ら防止するための措置の教示		746	1,337	1,646	2,361	2,578
住所等を知られないように	住民基本台帳事務における支援	2,898	3,339	3,951	4,258	4,232
	捜索願への対応	825	1,362	1,742	2,290	2,376
	上記両方	231	395	401	571	684
被害防止交渉に関する事項についての助言		138	218	240	499	320
加害者への被害防止交渉のための必要な連絡		61	81	55	128	88
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用		99	98	92	163	190
その他		210	395	603	1,466	1,755

（注）その他には、110番緊急通報登録システムへの電話番号登録等がある。

イ　その他の対応

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
防犯指導・防犯機器貸出し	14,315	17,967	20,255	25,726	28,267
保護命令制度の説明	12,731	16,224	17,662	22,269	22,984
加害者への指導警告	4,085	5,341	5,753	8,481	9,331
その他対応	3,611	5,066	5,248	6,377	6,214
関係機関への連絡	3,407	4,434	4,439	4,880	5,714
パトロール	1,368	2,481	2,253	2,750	2,638
他法令による検挙	1,581	1,650	1,658	2,346	2,424

（注）その他対応には、被害者が避難先へ荷物を搬送する際の警戒等がある。

○　他法令による検挙

傷害、暴行による検挙が多く、他法令による検挙は法施行後最多。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数		1,581	1,650	1,658	2,346	2,424
	殺人（未遂を含む。）	77	77	44	49	46
	傷害致死	3	7	1	2	0
	傷害	856	871	853	1,170	1,142
	暴行	459	504	552	848	975
	脅迫	17	22	21	35	27
	住居侵入	38	24	22	38	32
	逮捕監禁	10	12	9	7	13
	強姦	0	6	2	0	0
	強制わいせつ	2	1	0	2	1
	名誉毀損	2	1	1	2	1
	器物損壊	36	35	43	54	56
	暴処法違反	28	23	32	45	40
	銃刀法違反	16	16	27	33	27
	ストーカー規制法違反	5	1	0	0	0
	その他	32	50	51	61	64

(2)　警察に対する通知等

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
医療機関からの通報(6条2項)	56	81	44	60	45
裁判所からの書面提出要求(14条2項)	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460
裁判所からの保護命令通知(15条3項)	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144

第３　今後の対応

１　組織的な対応

長崎県西海市における女性２名被害の殺人事件を踏まえた以下の再発防止策の徹底により、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における迅速・的確な組織的対応を推進する。

○　意識改革～この種事案の特徴と求められる対応の再認識

○　積極的な対応～被害者に対する制度等の教示、被害者の親族等との協力

○　組織による的確な対応の徹底

・　警察署長による積極的な指揮～全件署長へ速報、署長による処理方針の決定等

・　警察本部による指導等～警察署に対する指導、処理体制確立の支援等

・　関係都道府県警察の連携～主管警察本部の決定、連絡担当官相互の情報共有等

２　相談事案の再点検

警察が相談を受けながら関係者が被害者となる重大事件の絶無を期するため、ストーカー事案、配偶者暴力事案等に係る相談事案の再点検を行う。

公安委員会 説明資料No. 5	平成２３年中における風俗関係事犯の取締り状況等について	平成24年3月22日 保安課

1　風俗関係事犯の取締り状況

1項

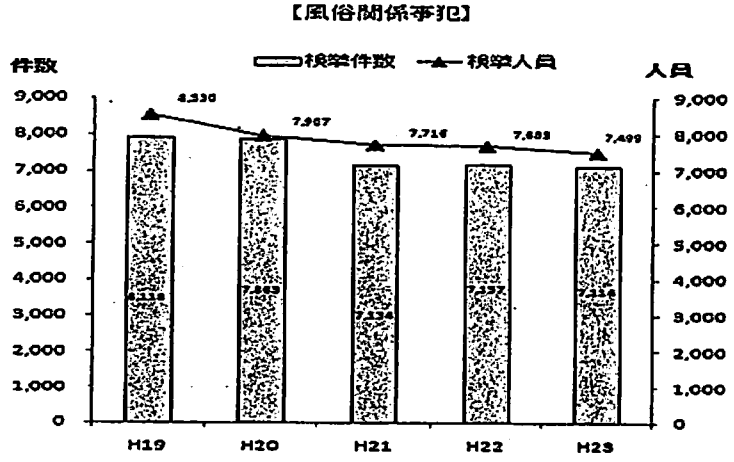

- 検挙件数は、7,114件（前年比-43件）
- 検挙人員は、7,499人（前年比-186人）

(1)　風営法違反～減少傾向

2～4頁

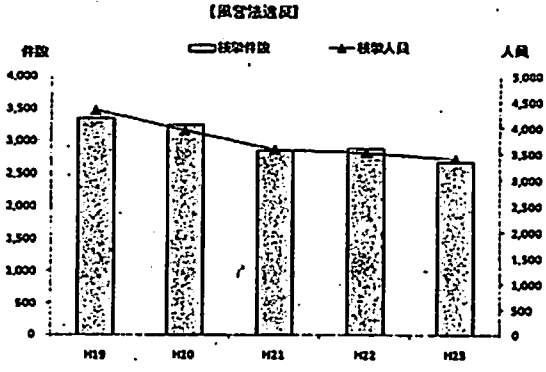

- ○　検挙は、2,672件、3,402人（前年比-204件、-120人）
- ○　年少者使用、広告宣伝違反が増加
- ○　客引き・つきまとい、無許可営業、禁止区域等営業が減少

(2)　売春防止法違反～減少傾向

5～6頁

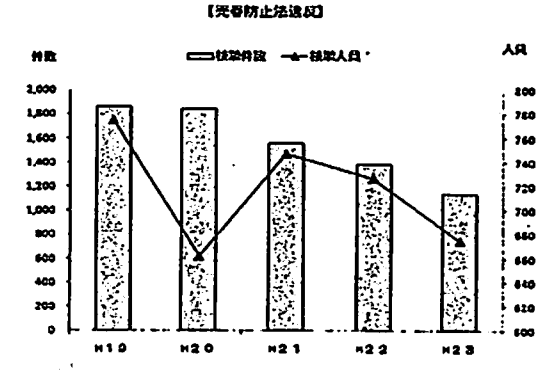

- ○　検挙は、1,138件、 675人(前年比-248件、-52人)
- ○　勧誘等が増加、周旋等、売春をさせる契約が減少
- ○　外国人の検挙が63人（前年比-27人）、国籍別では、中国40人、韓国13人、タイ５人の順

(3)　わいせつ事犯～増加傾向

7～9頁

わいせつ事犯とは、公然わいせつ、わいせつ物頒布等違反をいう。

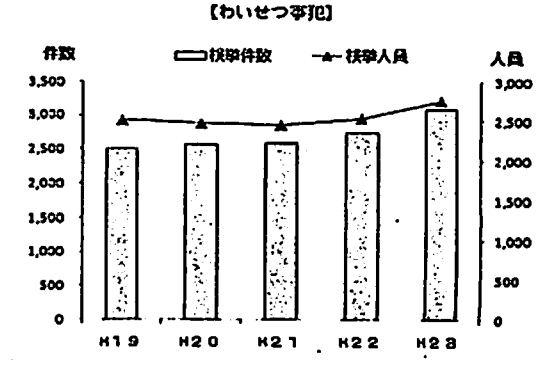

- ○　検挙は、3,084件、2,761人（前年比+348件、+229人）
- ○　公然わいせつが、件数の62.5%、人員の61.6%
- ○　わいせつ物頒布等が、1,158件、1,061人（前年比+375件、+256人）
- ○　ネットワーク利用事犯が699件で、前年比約3.2倍増

(4) 遊技機使用賭博事犯～減少

○ 検挙は、71件、453人(前年比-47件、-324人)

○ 一昨年の取締りで昨年は減少

○ カジノ賭博店は要塞化傾向

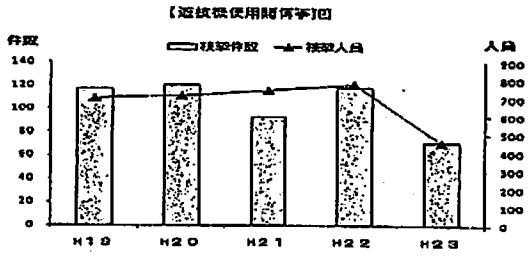

10～11頁

(5) 公営競技関係法令違反～増加

○ 検挙は、149件、208人(前年比+108件、+81人)

○ 大規模事犯の検挙で大幅増加

○ ノミ行為が147件、208人

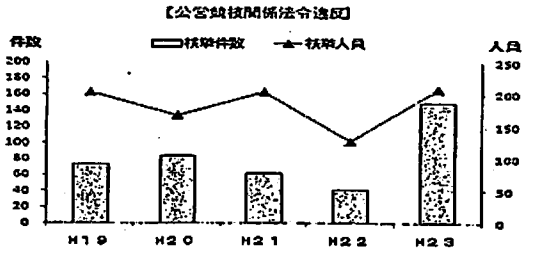

12～13頁

2 風俗営業等の営業所数等及び行政処分の状況

(1) 営業所数等

ア 風俗営業の許可数は、99,994(前年比-2,213)

- 料理店・カフェー等営業(2号営業)が、65,313(前年比-696)
- ぱちんこ等営業(7号営業)が、24,465(前年比-797)
- ゲームセンター等営業(8号営業)が、6,648(前年比-489)

14～18頁

イ 性風俗関連特殊営業の届出数は、29,391(前年比+4,289)

- ラブホテル等営業が、6,259(前年比+2,567)
- 出会い系喫茶営業が、111(前年比+111)
- 派遣型ファッションヘルス等営業が、17,204(前年比+1,315)

19～21頁

ウ 深夜酒類提供飲食店営業の届出数は、272,985(前年比+936)

21頁

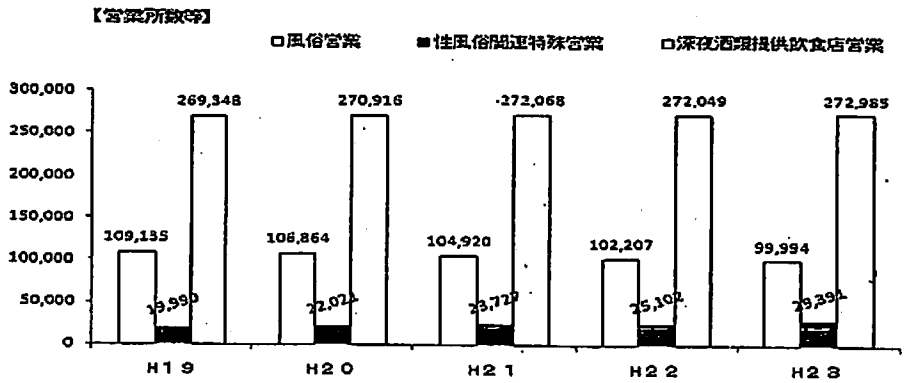

(2) 行政処分の状況

行政処分件数は、8,894件(前年比-251件)

内訳は、許可取消し・廃止命令等216件、営業停止命令580件、指示処分8,098件

22～23項

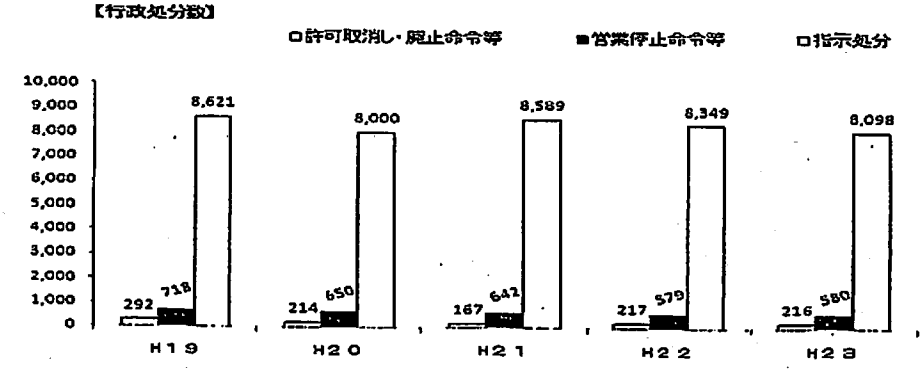

(※別紙省略)

公安委員会 説明資料No.6	大阪母子殺人・現住建造物等放火事件に係る差し戻し審の判決結果について	平成24年３月22日 刑事企画課

1　事件概要

平成14年４月、大阪市平野区内のマンションにおいて、被告人が、同人の養子の妻（当28歳）に対し、ナイロン製の紐で頸部を締め付けるなどして窒息死させ、同女の長男（当１歳）を浴槽で溺死させた上、部屋に火を放った殺人、現住建造物等放火事件

2　被告人

男性　54歳

3　裁判経過

平成17年８月３日　一審判決　→　無期懲役
平成18年12月15日　二審判決　→　死刑
平成22年４月27日　最高裁判決　→　一、二審判決を破棄、大阪地裁に差し戻し

- 現場マンションの踊り場から採取されたタバコの吸い殻（被告人のＤＮＡ型と一致）は、変色の状況から、事件より以前に捨てられた可能性がある。
- 情況証拠により事実認定する場合、犯人でないとしたならば合理的に説明できないか、少なくとも説明が極めて困難な事実が含まれていることが必要である。
- 十分な審理を尽くさずに判断、事実誤認の疑いがある。

4　差し戻し審判決（平成24年３月15日・大阪地裁）

無　罪（求刑：死刑）

- 上記のタバコの吸い殻の変色について、短時間で変色する実験を行っているが、あくまで可能性を示すに過ぎない。

  マンション踊り場からは、被害者が吸っていたものと同一銘柄の吸い殻も採取されたが、紛失により鑑定不可能となり、被害者が携帯灰皿から、被告人のものと自己の吸い殻を一緒に捨てた可能性が否定できない。
- 証拠関係から認められる間接事実は、被告人が犯人でなくても説明可能な事実であり、被告人と被害者らとの一定の関係があることからすると不自然ではない。
- 被告人が犯人でないとすれば合理的に説明できないか、少なくとも説明が極めて困難な事実が含まれているか疑問が残る。

5　当該事件に係る資料の紛失

現場マンションの踊り場に設置の灰皿から７２本のタバコの吸い殻を採取したが、平成14年12月、被告人の嗜好銘柄と同じ吸い殻１本（被告人のＤＮＡ型と一致）を除いた７１本を紛失

公安委員会 説明資料No. 7	第２回核セキュリティ・サミットの開催について	平成24年３月22日 警備企画課 警備課

１　第２回核セキュリティ・サミットの開催について

(1)　開催日・場所

平成24年３月26日（月）及び27日（火）　於：韓国（ソウル）

(2)　出席予定者

野田総理大臣、李明博大統領（韓国）、オバマ大統領（米国）など、53カ国と４機関（国際連合、ＩＡＥＡ等）の首脳級が参加予定。

(3)　経緯

米国同時多発テロ以降、核物質等を使用したテロへの懸念が高まり、核セキュリティの強化が国際社会における共通の課題であるとの認識が高まっているところ、2010年４月、「４年以内に脆弱な管理下にある核物質の管理を徹底する」とのオバマ大統領のイニシアティブの下、米国（ワシントン）において、第１回が開催され、今次サミットはその第２回目となる。（全３回を予定。第３回は2014年に開催見込み。）

(4)　今次サミットにおける主な議題

○　第１回核セキュリティ・サミット以降の各国の取組状況について
○　今後の核セキュリティの在り方について

２　サミット後の警察における主な対応について

(1)　総理ステートメントへの対応

○　信頼性確認制度導入に向けた検討への参画
○　海上保安庁、自衛隊等との緊急事態対応訓練の充実　等

(2)　有志国による共同ステートメントへの対応

サミット議長国等が提案した個別分野において、議論をリードする国をそれぞれ定めた上、リード国がその分野における核セキュリティ強化のための取組を提案。提案に賛同する有志国との間で、ワークショップの開催、ベストプラクティスの共有などを実施予定。（詳細な取組内容については今後検討されるもの。）

※現在までに示されている提案は以下のとおり。

分野	リード国	日本としての対応(H24.3.16現在)
輸送セキュリティ	日本	リード国として取組を提案。
不正移転/核密輸への対抗	ヨルダン	外務省が関係省庁の意見を踏まえて検討中。
情報セキュリティ	イギリス	参加意思をイギリスに伝達済み。
放射線源のセキュリティ	ドイツ	参加意思をドイツに伝達済み。
モデル国内法	インドネシア	外務省が関係省庁の意見を踏まえて検討中。

公安委員会 説明資料No.8	北朝鮮による飛翔体発射動向への対応について	平成24年３月22日 外　事　課

1　事案の概要

○　３月16日正午、朝鮮中央放送と平壌放送は、北朝鮮の「宇宙空間技術委員会」の発表として、「偉大な領袖金日成同志の誕生100周年を迎え、我が国では自らの力と技術によって製作した実用衛星を打ち上げることになる」と報道。

○　両放送は、今回打ち上げる「光明星（カンミョンソン）３号」は、「地球観測衛星」であり、「平安北道鉄山郡（ピョンアンプクトチョルサン）の西海衛星発射場から南方方向に４月12日から16日までの間に打ち上げられることになる」としている。

○　朝鮮中央通信は、北朝鮮が「地球観測衛星」について必要な資料を国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）、国際海事機関（ＩＭＯ）等に提供したと報道。

※　参考～過去の北朝鮮の長距離弾道ミサイル発射動向～

①1998年８月、「光明星（カンミョンソン）１号」（テポドン１）を日本海側に向けて発射。

②2006年７月、テポドン２を日本海側に向けて発射。

③2009年４月、「光明星（カンミョンソン）２号」（テポドン２又はその派生型）を発射。

2　各国の反応

○　米国及び韓国は、国連安全保障理事会決議に反する行為であることを指摘した上で、北朝鮮を非難。

○　中国は、北朝鮮の名指し批判を避け、朝鮮半島の安定の重要性を強調。

○　ロシアは、「深い懸念」を表明する一方、北朝鮮の主張に一定の理解。

3　政府の対応

○　３月16日、関係各国と連携を密にし、関係省庁間で協力して情報収集の万全を期するよう、官房長官指示を発出。

○　同日、官邸内危機管理センターに情報連絡室を設置。

○　同日、関係省庁局長級の会議を開催。

○　同日、官房長官記者会見。

4　警察の対応

○　３月16日、外事課長を長とする警察庁対策室を設置。

○　同日、各都道府県警察に対して、飛翔体関連動向の入手等に努めるよう指示。

公安委員会 説明資料No. 9	平成23年中における初動警察通信活動の実施状況について	平成２４年３月２２日 情報通信企画課

1　初動警察通信活動の概要

○　「初動警察刷新強化のための指針」に基づき、初動警察を強化するため、平成22年６月から本活動を開始。

○　110番通報に係る無線聴取等を端緒として、機動警察通信隊を出動させ、現場映像をリアルタイムに本部通信指令室等に伝送等を行う活動。

2　情報通信部の体制等

(1) 体制

３都府県(東京、神奈川、大阪)は４交替制。その他は兼務又は専従体制。

(2) 装備する主な通信機器

・映像伝送機器（携帯電話系、衛星通信系）

・高感度カメラ　等

3　活動状況

○　活動件数は前年比、約8倍増(292件[注] → 2,293件)

注）平成22年は６月からの７か月分

○　刑事・生安部門(火災、強盗事案等)が67%、交通部門(交通事故等)が22%等

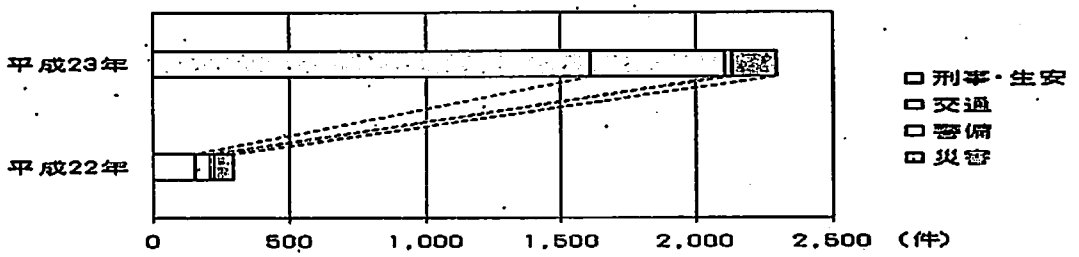

4　活動事例

○　バスジャック事件や人質立てこもり事件などにおいて、現場や周辺の状況を撮影して警察本部に伝送。

○　夜間やトンネル内で発生した交通事故において、高感度カメラ等を使用して鮮明な映像を警察本部に伝送。

○　雪崩や土砂崩れ等の災害において、発生現場の状況や機動隊による救助活動を撮影して警察本部に伝送。

5　今後の取組

資機材の増強等を通じ、本活動の更なる強化を図っていく。